

埼玉県立大学内部質保証推進会議規程

令和8年4月1日

規程第155号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号）第2条に規定する自己点検・評価を実施し、埼玉県立大学における全学的な内部質保証を推進する埼玉県立大学内部質保証推進会議（以下「会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第1項に基づく自己点検・評価に関する事
- 二 法第109条第2項に規定する認証評価に関する事
- 三 前2号に基づく内部質保証の推進に関する事
- 四 その他自己点検・評価及び内部質保証の推進に関し、大学全体に関わる事項に関する事

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 事務局長
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 学長補佐
- 七 センター長
- 八 副センター長
- 九 共通教育科長及び学科長
- 十 副局長
- 十一 調整幹
- 十二 担当部長
- 十三 理事長（オブザーバー）
- 十四 その他学長が必要であると認める者

(議長)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰し、必要に応じてこれを召集する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 議長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、事務局企画・情報担当が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。